

Ⅷ サービス協会における在宅福祉活動実践記録2

協会サービスの定着に伴って以下2つの事業の新設、充実がなされました。一つは、市内老人センターを利用しての入浴介護サービスの新設、そしてもう一つが、ボランティア関連事業の充実です。

☆入浴介護サービス事業

1. 事業の目的

家庭における入浴が困難な方に対して、家庭介助員及び訪問看護婦が、市老人福祉保健センターにおいて入浴介護サービスを実施し、利用者の清潔の保持などに資することを目的としています。

2. 事業のシステムと対象者

本事業は、訪問看護婦、家庭奉仕員（市職員）、介助員の派遣対象者で、入浴介護が必要にもかかわらず、家庭入浴が困難な方を対象とし、市内にある老人福祉施設の浴槽を利用してサービスを提供するものです。この場合の送迎については、協会のハンディキャブなどを利用して行われることになっており、サービスの提供はおおむね月1回、1回2～3名程度です。また、この日のことを、“サービス協会入浴デー”と呼んでいます。

サービスの提供手続きですが、申請方式により、申請があったご家庭に対し、協会のケースワーカーなどが訪問調査をおこない、そのアセスメントにもとづいてサービスの適否が決定される仕組みになっています。

利 用 実 績 （平成2年4月スタート）

月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	合 計
利用者	2人	3人	3人	3人	2人	3人	2人	3人	0人	4人	3人	2人	30人

(表-20)

☆ボランティア関連事業

1. 今後在宅福祉サービスを発展させるには、住民、ボランティアによるインフォーマルな活動は欠かせません。ホームヘルプサービスを例にとってもわかるように、従来ニーズの多様化が進むのにもなって、派遣の柔軟化が求められてきたからです。今後供給主体が多様化する中で、家庭奉仕員派遣事業に民生委員活動、ボランティア活動を合わせて実施することは、利用者のニーズに応えられうる柔軟な派遣体制を確立する上でも必要となってくるでしょう。

そこで本会では、「介助ボランティア体験学習～協会各事業のそれぞれの専任者（訪問看護婦、家庭介助員）に受講を希望するボランティアが同行し、在宅福祉サービス介護技術の習得、そして地域における福祉の現場を体験していただく実践講座のことです。」などを開催し、ボランティアの育成に努めてきました。

2. その結果、2つの介助ボランティアグループ（①こだま会②てんとう虫の会）が結成され、訪問看護婦、家庭介助員などに同行し、地域において、その介護技術を提供しています。

3. 本会では、社協活動の趣旨にご賛同いただけるボランティアのサービス供給体制をシステム化し、「市民参加」による在宅保健福祉活動を実現したい考えです。そういう意味においてこの2つの介助ボランティアグループが、その足掛りとなることを期待しています。

4. しかし、いくつか課題があることも事実です。そこで、市民参加型在宅福祉サービス実現にむけての問題点について、簡単にふれておきたいと思います。

その一つは厚生省、文部省、地方自治体などいわゆる「公の機関」がボランティア活動に強い関心を持ち始め、ボランティアを制度の中に取り込もうとする施策を推進しようとしていることです。特にボランティアが高齢化社会のマンパワーとして脚光を浴び出してからは、その傾向が強まっているようです。ここで注意しなくてはならないのが、ボランティアの健全な批判精神、自主性、創造性をいかに尊重するかという問題です。またボランティアへの依存度が高まれば、「公の機関」が持つ新しい可能性を断ち切ってしまうかねないので、関係機関の十分な検討が要求されてくることは必至です。

さてもう一つ大きな問題があります。それは、今日の「金本位体制」の時代に起こるべくして起こった「有償ボランティア」の問題です。「有償福祉サービス」や「シルバー産業」といったものが普及してくることによって、安上がりな労働力として、ボランティアがあてにさ

れだしたからです。しかし「モノよりも心」と精神的価値のみを強調するばかりでは、現実的とはいえません。精神的価値と物質的価値が同一のものと認めた上で、有償化問題についてのさらなる議論の発展が望まれるところです。

5. また、これらの諸問題に整理をつけない限り、市民参加型在宅福祉サービスの実現は難しいと考えます。今後とも調査研究をすすめ早期実現を目指します。（表－21参照）

「市民参加型」在宅福祉サ

事業の内容

(サービス内容等)

1. サービス内容と料金

	区 分	料 金	サービス内容
サ 基 本 サ ー ビ ス	窓口相談	無 料	保健福祉に関する相談に応じるもの
	保健巡回		定期的に利用会員宅を訪問し、健康状態を確認
家 事 ・ 介 護 サ ー ビ ス	家事援助	1 時 間 600円	①掃除②洗濯③買い物④話し相手⑤代筆など
	家庭介護	1 時 間 800円	①車イス介助②入浴介助③清拭・洗髪④リハ介助
	外出介助	1 時 間 800円	通院・通所などの介助
	食 事	朝・夕食 800円 昼 食 600円	食事の支度及び食事の介助（片付けを含む）

2. サービスの提供時間

①基本時間	午前9時～午後4時（1時間当たり上記の利用料金）
②料金割増時間	午前7時～9時・午後4時～8時（200円割増）

3. サービスの担い手（正会員）

市善意銀行に登録し、本サービス供給システムの趣旨に賛同するもので、かつ、柔軟なサービス提供が可能なもの。

※サービスの内容、時間、曜日は事前に事務局に登録する。

4. サービスの利用者（利用会員）

老人、障害者、疾病のある患者などで、事務局に利用登録をするもの。但し、緊急時利用及び年6回以内の場合は、準利用会員として、上記利用料金の200円増しでサービスを利用できる。

5. 時間の貯蓄

正会員が提供した時間を事務局に預託し、将来自分が提供した時間だけ無料でサービスが受けられる制度。

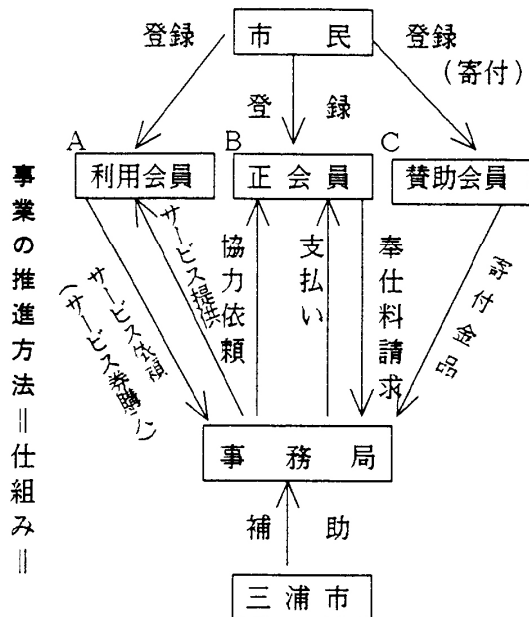
①預託か奉仕料かは正会員が選択できる。

②希望により時間預託者に奉仕料を還付できる。

6. 奉仕料

奉仕料は一律で、1時間あたり600円とする。

サービスモデル図



事業の推進方法 || 仕組み ||

- A = 市内在住の概ね60歳以上の者あるいは障害者など。
- B = 市内在住でサービス提供が可能な者。奉仕料は翌月払い。時間貯蓄の預託可能。
- C = 趣旨に賛同し、金品を援助してくれる団体、個人。

組織の構成・人的配置など

社協、行政職員及び福祉関係団体の代表のご参画によって、理事会を住民主体で組織していただく。
 その際、理事会を構成する正会員協議会と事務局構成を、次に示すとおり提案したい。

△正会員協議会

- 会長 — 副会長 —
 - 広報部 (3名)
 - 研修部 (2名)
 - 事業部 (2名)

※本協議会は、総て正会員で構成される。但し、事務局職員を1名配置する。

○事務局

- 常務理事 — 総括 —
 - コーディネーター (3名)
 - 専任看護婦 (1名)
 - 事務職員 (庶務・1名)

組織の概要

本団体は①三浦市社会福祉協議会が設立した任意団体であり、その②管理、運営は市民の主体的参加によるもの。
 ③行政は理事会への参加と、運営費などの補助をする。
 また④会員制とし、会費を徴収し、⑤理事会とサービスの担い手である正会員協議会とで構成する。

問題点

- ①正会員の保障の問題について
- ②サービス協会、善意銀行との役割分担の明確化について
- ③サービス調整機構との関わり
- ④正会員の研修の問題について
- ⑤事務所の問題に就いて
- ⑥コーディネーター（本市を3地区に分けて、各地区に1名配置）と専任看護婦の確保に関する問題について）

事業のシステムなど

- チケット制度** → 利用料の納付は、サービス券の購入によって行う。
- 点数の預託** → 費用弁償を点数で将来に預託できる。
- 保 険** → 正会員は、神奈川県ボランティア事故共済及び全社協在宅福祉サービス総合保障に加入する。（入会金は社協負担）
- 会 費** → 会費は、下表のとおり。

種 別	会 費
正 会 員	月 200円
利用会員	月 2,000円
賛助会員	年1回 1,000円以上